

児童扶養手当の現況届をご提出ください

児童扶養手当を受けている方は、今後の受給資格要件を確認するために、毎年8月に現況届の提出が必要です。

所得制限により手当の支給が停止している方も提出が義務付けられています。また、2年間現況届を提出しないと受給資格が喪失となります。

対象となる方には7月下旬に通知を送付します。同封の現況届などに必要事項を記入の上、次の申請受付期間中に提出してください。

※児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)に支給される手当です

◆受付期間 8月11日(火)～23日(日)
◇午前 午前9時～正午
◇午後 午前1時～5時
※土・日曜日、祝日除く。ただし8月23日(日)は休日受け付けを行います

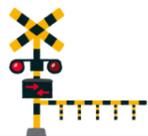
◆会場 市役所第二庁舎 3階 中会議室

◆注意事項
◇現況届は受給者本人の提出が原則です。
◇未提出の場合は手当が支給されません。必ず期限内に届け出てください。



問 市子育て支援課 ☎45-8120 FAX30-0011

踏切の通行には注意しましょう



踏切事故は重大な被害を及ぼします。踏切の安全な横断について、改めてご注意ください。

- ◆踏切の手前では必ず一時停止し、左右の安全と前方を確かめてから渡りましょう。
- ◆警報機が鳴っている踏切に進入したり、無理な横断は絶対にやめましょう。
- ◆遮断機・警報機のない踏切の横断は特に注意しましょう。

問 市建設課 ☎45-8125 FAX43-2945

子育て世代・高齢者応援券をお届けします

市では新型コロナウイルス感染症のまん延により、休校・登園自粛などで生活費が増大している子育て世代、家にこもりがちで体力・認知機能・つながりの低下などの影響がある高齢者、そして大きな打撃を受ける地域経済応援のため、対象者世帯へ市内取扱店舗で使用可能な応援券(チケット)を交付しています。

対象者世帯へ早急にお届けするため、7月6日(月)～17日(金)、市職員が対象者世帯へ応援券を配達しましたが、不在などで配達困難な世帯には簡易書留などで郵送しています。配達に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

- ◆交付内容
対象者1人あたり3,000円分の応援券を世帯主の方へ交付
※500円券6枚のうち1,000円分は食事券
- ◆対象者
◇令和2年6月1日時点で下妻市に住民登録のある平成14年4月2日～令和2年6月1日生まれの方
◇令和2年6月1日時点で下妻市に住民登録のある昭和30年4月1日以前生まれの方
- ◆使用期限 9月30日(水)まで



問 申 市商工観光課
☎45-8990 FAX44-6004

防災アプリ・放送メールをご活用ください

「下妻市防災アプリ」では、防災行政無線放送内容やさまざまな防災情報を得ることができます。ぜひご利用ください。ガラケーの方は「下妻市防災無線放送メール」をご利用ください。



問 市消防交通課 ☎43-2119 FAX43-4214

ひとり親世帯 臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じたひとり親世帯に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

- ◆支給額
(1)基本給付
・1世帯5万円
・第2子以降1人につき3万円加算
(2)追加給付
1世帯5万円(収入が減少した家庭など)



- ◆臨時特別給付金の対象者および手続き
1. 令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方
(1)基本給付は申請不要です。
8月中旬ごろに児童扶養手当支給口座に振り込みます。
(2)追加給付は申請が必要です。
8月の現況確認時に申請書を提出してください。

- 2. 公的年金などを受給していて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方
※既に児童扶養手当受給資格者の認定を受けている方だけでなく、もし児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が、年金額により全部停止されたと推測される方も対象となります。

- (1)基本給付は申請が必要です。
申請書および平成30年中の年金額が確認できる書類などを提出してください。
- (2)追加給付は申請が必要です。
収入が減少した旨の申立書を提出してください。
- (3)受付期間 8月11日(火)～令和3年2月26日(金)

- 3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
(1)基本給付は申請が必要です。
申請書と収入が減少した確認書類などを提出してください。
- (2)追加給付は非該当となります。
- (3)受付期間 8月11日(火)～令和3年2月26日(金)

※詳細および申請様式は、市ホームページをご覧ください

問 申 市子育て支援課
☎45-8120 FAX30-0011

市防災訓練への市民参加を中止します

今年度の市防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市民参加による訓練は行わず、市職員および関係機関により避難所開設・運営訓練などを行います。

問 市消防交通課 ☎43-2119 FAX43-4214

男女共同参画推進事業 「フォトコンテスト」開催

普段の生活の中で見つけた「小さな幸せ」の写真を募集します。スマートフォンやデジタルカメラで撮った写真も大歓迎です。お気軽にご応募ください。

また、応募された写真による「コンテスト」を開催します。ぜひご参加ください。

- ◆募集テーマ 「小さな幸せ」
◇写真には、タイトルおよび写真の説明やエピソードを40字程度にまとめ、コメントとして添えてください。
◇プリントの写真サイズは2L版(127mm×178mm)、データでの応募はJPEG形式でデータ量を5MB以内としてください。

- ◆応募期限 10月23日(金)まで
- ◆応募資格 ◇市内在住・在勤・在学の方
◇1人につき2作品まで



- ◆応募方法
◇郵送または持参
〒304-8501 本城町2-22
市役所市民協働課 男女共同参画係
◇電子メール ✉kyodo@city.shimotsuma.lg.jp
※応募用紙を添えてください
※応募用紙およびコンテストの詳細は市ホームページをご確認ください

- ◆賞 最優秀賞1点 優秀賞2点 佳作4点
※入賞者へは直接ご連絡します。また、入賞作品は市ホームページへの掲載を行います
- ◆展示期間(コンテスト)
◇市役所本庁舎 1階 市民ホール[本城町2-22]
11月5日(木)～12月3日(木)
◇千代川公民館 1階 ロビー[鬼怒230]
12月4日(金)～令和3年1月7日(木)

問 申 市民協働課 ☎43-2114 FAX43-4214

光化学スモッグにご注意を



- ◆発生しやすい気象条件
気温が高いとき、日差しが強いとき、風が弱いとき。
※特に真夏日
- ◆注意報が発令されたら
◇呼吸器疾患や体調不良の方は外出しないでください。
◇保育園、幼稚園、学校などでは屋外運動を中止してください。
- ◇学校、病院、施設などでは窓を閉めてください。
◇目や喉に刺激を感じたら、洗眼やうがいをし、次へ連絡してください。

問 県環境対策課 ☎029-301-2961
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9134
市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833

『施設管理スタッフ講習』受講者募集

この講習会は、厚生労働省茨城労働局の委託を受けて実施するもので、高齢者の就業を支援します。

- ◆日時 8月26日(水)～28日(金)の3日間
午前10時～午後5時
- ◆会場 下妻公民館 2階 学習室[本城町3-36-1]
- ◆講習内容
施設管理スタッフとして必要な心得、接客・接客・クレーム対応、緊急時対応、個人情報保護法についての内容および施設管理事務に必要な申請書、各種報告書作成、集計表作成などパソコン実務講習と連携した講習です。
- ◆対象者
満60歳(令和3年3月末までに60歳に到達する方を含む。)以上で次の要件を満たす方
- ◇シルバー人材センターの会員になって就業できる方
- ◇全日程参加可能な方
- ◆定員 10人
- ◆受講料 無料
- ※会場までの交通費・昼食は各自で負担となります
- ◆申込方法
シルバー人材センター窓口で所定の申込書へ記入の上、直接申し込むか郵送、ファックスでお申し込みください。
- ◆申込締切 8月11日(火)まで
- ※応募者多数の場合は、早期締め切り有り

問 申 公益社団法人 下妻地方広域シルバー人材センター ☎44-3198 FAX 44-6897

「精神保健相談(精神クリニック)」開催

筑西保健所では、県民に対する精神保健相談を開催します。

◆日程

	小松崎病院 小松崎 圭 医師 (第1水曜日) 午後3時30分～	下館病院 安宅 勇人 医師 (第3月曜日) 午後1時30分～
令和2年7月	—	20日
8月	5日	17日
9月	2日	—
10月	7日	19日
11月	4日	16日
12月	2日	21日
令和3年1月	6日	18日
2月	3日	15日
3月	3日	15日

- ◆場所 筑西保健所 1階 診察室[筑西市甲114]
- ◆申込方法 電話予約(☎24-3965)
- ※事前予約制で1日2人まで
- ※前日までに予約受付がない場合はその月の相談を実施しません

問 申 県筑西保健所 保健指導課 精神保健担当
☎24-3965 FAX 24-3928

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置であり、①法定検査の受検 ②保守点検の実施 ③清掃の実施が義務付けられています。

- ◆法定検査とは
浄化槽からきれいな水が放流されているかを検査します。使用開始から3～8カ月以内に初めの検査を行い、その後は毎年1回受ける必要があります。法定検査を受検せず、さらに生活環境の保全および公衆衛生上必要と判断する場合には、勧告・命令を行う場合があります。この命令に違反した場合は、罰則(30万円以下の過料)が設けられています。
※法定検査を実施していない方に対しては9月に受験の案内文を送付します
- ◆保守点検とは
浄化槽内の点検調査を行い、放流先が不衛生にならないように消毒剤を定期的に補充します。10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4カ月に1回行う必要があります。
- ◆清掃とは
浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。年に1回以上行う必要があります。

◎単独処理浄化槽を使用されている方は、合併処理浄化槽へ
単独処理浄化槽で処理できるのはトイレの汚水のみです。合併処理浄化槽に転換することで、水の汚れの量をおよそ1/8に減らせます。

問 県生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966
茨城県水質保全協会 ☎029-291-4000
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9140
市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

こころの電話相談室

産業カウンセラーによるこころの電話相談室を開催します。

- ◆電話番号 ☎04-7163-7830
- ※通話料はご相談者負担です
- ◆相談実施日 月・金曜日
- ※祝日、年末年始を除く
- ◆相談実施時間 ◇午前10時～正午
◇午後1時～午後5時
- ※新型コロナウイルスに関する相談増設
- ※正午～午後1時は電話相談がつながりません

問 一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 東関東支部 事業推進部
☎04-7168-7160 FAX 04-7168-7180



河川愛護活動に参加しませんか

県が管理している河川(一級河川指定区間、二級河川)において、除草・清掃を実施していただける団体に、活動に必要な物品の支給・貸与を行います。

1. 支援を受けられる団体の活動
(1)原則として除草を中心とした活動を行う団体であること。ただし、社会秩序を乱すと考えられる団体などは除く。
(2)原則として、活動の範囲がおおむね100m以上であること。
(3)活動が河川管理の支障をきたす恐れのないこと。
(4)活動が本事業の目的を妨げる恐れのないこと。
2. 受けられる支援
(1)団体の活動に必要な鎌や手袋、ごみ袋、飲料、刈払機の燃料などの支給、刈払機の貸与
(2)損害保険への加入費用の負担(団体などが自ら加入している損害保険を除く。)
3. 手続き
(1)常総工事事務所に「事業登録届」を提出して団体の登録を受けてください。(登録は年度の途中からでもできます。)
(2)毎年度所長が指定する日までに「活動計画書兼消耗品貸与品要望書」を作成し、提出してください。
(3)清掃活動終了後30日以内または3月31日までのいずれか早い日までに、「実績報告書」により所長に活動状況を報告してください。
(4)2年目以降は(2)(3)の手続きで活動ができます。
(5)登録した内容に変更が生じた場合は、「登録内容変更届」を提出してください。
(6)活動を辞退する場合は、「登録辞退届」を提出してください。

問 申 茨城県常総工事事務所
☎0297-42-2623
市建設課 ☎45-8125 FAX 43-2945



「下妻市民ゴルフ大会」開催中止

10月に予定していましたが「下妻市民ゴルフ大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。

問 下妻市アマチュアゴルフ連盟
☎090-8682-0677(稲葉)
FAX 43-3519(市生涯学習課)



資源ごみの出し方 ～かん・びん・ペットボトル～



- ◆かん
◇空きかんの中は水洗いしてください。
◇リサイクルマークのあるかんのみ指定のコンテナへ入れてください。
◇アルミ、スチールの分別は不要です。
◇リサイクルマークのないかんは不燃ごみです。

- ◆びん
◇びんは中を洗い、キャップを必ず外してください。
◇金属のキャップは不燃ごみ、プラスチックのキャップは可燃ごみです。
◇無色透明、茶色、その他の色に分別してコンテナへ入れてください。
◇ビールびん、一升びんはお店に返しませう。
◇陶磁器、コップなどは不燃ごみです。



- ◆ペットボトル
◇ボトルの中を水洗いしてください。
◇識別マークのない容器や油、洗剤、シャンプーなどのボトルは可燃ごみとなります。
◇キャップとラベルは必ず外してください。
◇キャップはペットボトル用ネットへ入れてください。ラベルは可燃ごみです。

- 【ご注意ください】
◇レジ袋などに入れて出さないでください。
◇ごみ出しは、ごみ収集カレンダーに記載された収集日のみとし、当日の午前8時までとしてください。
◇不正なごみ出しは不法投棄となります。
◇資源ごみの抜き取り(盗み)など見かけたら下妻警察署(☎43-0110)または市役所生活環境課までご連絡ください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

広報しもつま

『わがやのにんきものコーナー』 掲載希望者募集



- ◆対象年齢 市内在住の1～3歳のお子さま
- ◆掲載内容 写真およびメッセージ
- ◎詳しくは、お問い合わせください。

問 申 市秘書課 ☎43-2112 FAX 43-1960

発行◆下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)
HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

『市長杯および理事長旗争奪ソフトボール大会』参加チーム募集

◆日時 9月27日(日)、10月4日(日)、25日(日)、11月1日(日)
※予備日は代表者会議の場で検討予定

◆会場 小貝川ふれあい公園 ソフトボール場 [堀籠1650-1]

◆参加資格
市内在住または在勤の19歳以上の者で構成するチーム(令和2年度に19歳になる者も可。ただし、高校生は不可)
※二重登録選手(市内チーム)の出場は認めません

◆参加費 3,000円
※新規登録チームは別途年間登録料(5,000円)が必要となります
※代表者会議当日に納めてください

◆競技方法 ◇1日目 予選リーグ戦
◇2日目 決勝トーナメント戦
◆組み合わせ 代表者会議で決定します。

◆申込方法
◇8月8日(土)までに下妻市ソフトボール連盟事務局へご連絡ください。
◇新規登録チームは、申込書を代表者会議に持参してください。

◆その他
新規登録チームは事前連絡が必要です。(事務局から登録用紙を送付しますので、余裕をもってご連絡ください。)

◆代表者会議
◇日時 8月9日(日)午後3時～(受付 午後2時30分～)
◇会場 下妻公民館 2階 学習室[本城町3-36-1]

問 申 下妻市ソフトボール連盟事務局
☎090-4452-2225(小島)
※受付時間 午後5時30分～9時
FAX 43-3519(市生涯学習課)
✉ssa_sports@yahoo.co.jp

在宅福祉サービスセンター『あおぞら』協力会員募集

在宅福祉サービスは「困った時はお互いさま」の精神で、地域に住む人が安心して生活できるよう地域で支え合う会員制の有償サービスです。資格は問いません。あなたの空いている時間を活用して、日頃の家事や介護、子育てなどの経験を地域でいかしませんか。ぜひご協力ください。

- ◆主な活動内容
- ◇家事援助
掃除・洗濯・買物・食事の支度など
- ◇30分以内で行なえる簡単な活動
ゴミ出し・電球交換など
- ◇外出援助
散歩・通院など
- ◆活動費
◇1時間600円+交通費1回100円



問 下妻市社会福祉協議会
☎44-0142 FAX 44-0559

“みんなの研ぎやさん、巡回活動 いつもお使いの包丁は切れませんか”

ボランティアサークル“みんなの研ぎやさん”が、ご家庭でお使いの包丁を研磨して切れ味抜群の包丁に蘇らせます。会場まで来られないご近所の方の包丁も一緒にお持ちください。切れる包丁で楽しくお料理をしましょう。

◆日時 8月7日(金)午前9時30分～11時

◆会場 千代川公民館[鬼怒230]
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる可能性があります。ご来場予定の方は事前にお問い合わせください

問 下妻市ボランティアセンター(下妻市社会福祉協議会)
☎44-0142 FAX 44-0559

8月のマイナンバーカード(個人番号カード)の窓口交付日



マイナンバーカード(個人番号カード)を申請された方には、おおむね1カ月程度で「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知書)を送付しています。

マイナンバーカード受け取りには、予約が必要です。交付通知書に記載されている予約専用電話番号にて予約を取り、受け取りをお願いします。なお、交付日は平日の時間外および休日も設けています。8月の交付日は次のカレンダーのとおりです。

※マイナンバーカード申請時、郵送で受け取りを希望した方は予約の必要はありません

※交付および申請補助サービスの日程は、感染症対策などにより変更が生じる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします

〈注意〉
マイナンバーカードは、交付通知書を送付した日から一定期間保管し、その後廃棄処理を行います。お早めにご予約をお取りください。

8月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1 ■
2 ×	3 ●	4 ▲	5 ●	6 ▲	7 ●	8 ×
9 ×	10 ×	11 ▲	12 ●	13 ▲	14 ●	15 ×
16 ×	17 ●	18 ▲	19 ●	20 ▲	21 ●	22 ×
23 ★	24 ●	25 ▲	26 ●	27 ▲	28 ●	29 ×
30 ×	31 ●					

【交付受付時間】
●=平日日中のみ
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
▲=平日時間外交付日
上記に加え、午後5時～6時30分
■=休日交付日
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
★=休日交付日・申請補助サービス
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
※カード申請補助サービスを午前9時～11時30分まで実施します
×=カード交付、申請補助サービスを行いません

問 申 市民課 ☎43-8196 FAX 43-2933

茨城県近代美術館 企画展「名作のつくりかた」開催

名作は、いかにして名作になったのか――。茨城県近代美術館の所蔵作品の中でも特に人気の高い作品を中心に、素材や技法、構図などに着目し、さまざまな資料を紐解きながら、作家が作品をどのように構想し、完成へと導いたのか、制作の裏側を探ります。

◆開催期間 ～9月22日(火・祝)
※8月17日(月)に一部展示替えを行います
※休館日は月曜日です。ただし8月10日(月・祝)、9月21日(月・祝)は開館、8月11日(火)は休館です
◆開館時間 午前9時30分～午後5時
※入場は午後4時30分まで
◆入場料
◇一般 730(610)円
◇満70歳以上 360(300)円
◇高大生 490(370)円
◇小中生 240(180)円
※()内は20人以上の団体料金
※土曜日は高校生以下無料
※障害者手帳・指定難病特定医療費受給者証などをご持参の方は無料
※9月15日(火)～21日(月・祝)は満70歳以上の方は無料



問 茨城県近代美術館
☎029-243-5111 FAX 029-243-9992

『農場見学&就農相談会 in県西(常総市)』参加者募集

「農業を始めたい方」「農業法人などに就職したい方」「農業に関心のある方」を対象に、農業の現場を見学しながら、農業者のお話を伺い、実際に農業体験をする「農場見学&就農相談会」を開催します。

◆日時 8月29日(土)午前10時～午後3時15分(予定)
◆場所 常総市
◆移動方法 貸切バス
◆募集人数 先着20人
◆費用 無料(昼食代各自負担)



問 申 公益社団法人 茨城県農林振興公社
☎029-350-8686
FAX 43-3239(市農政課)

茨城県新規就農相談センターポータルサイト

地域活動支援センター煌「出張相談」開催

心の病について相談したい、対人関係で悩んでいる、生活リズムを整えたい、部屋の掃除や洗濯がうまくいかない、福祉サービスについて知りたい、働きたいけど何から始めたらよいかわからないなどお気軽にご相談ください。精神保健福祉士ほか、専門職員が相談に応じます。ぜひご利用ください。



- ◆相談日 8月6日(木)
 - ◆相談時間 午前10時～正午
 - ◇予約時間 ①午前10時 ②午前11時
 - ◆相談場所 市役所第二庁舎 3階 小会議室
 - ◆費用 無料
- ※予約制です。前日までにご連絡ください

問 申 地域活動支援センター煌(きらめき)
☎0297-30-3071
☎0297-30-3072

就職すると決めた「あなた」を応援します

いばらき県西若者サポートステーション(通称サポステ)は、課題克服のためのさまざまなセミナー、面接練習、履歴書の添削など、就職決定のお手伝いをしています。

就職についての悩みや不安を話してみませんか。ビデオ通話相談も行っています。
※就職先の斡旋はしていません。
※感染症対策などにより、予定が変更となる場合があります

- ◆日時 8月6日(木)、20日(木)、9月3日(木)、17日(木)
各日 午前10時～午後0時30分

- ◆場所 ハローワーク下妻内 サポステ専用ブース [古沢34-1]

- ◆費用 無料

- ◆相談員
いばらき県西若者サポートステーション相談員

- ◆対象者
就職で悩んでいる15～49歳の方、その保護者または関係者

- ◆申込方法
前日までにサポステに電話またはメールで予約

問 申 いばらき県西若者サポートステーション
☎54-6012 FAX54-6013
開所時間 火～土曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後5時30分

✉hola@iw-saposute.org

茨城無料カウンセリング

悩みや不安、ひとりで抱えていませんか。つらいこと、不安なこと、ひとりで悩まず、私たちに聴かせてください。あなたが笑顔になれるよう、産業カウンセラーがお手伝いします。

- ◆日時 全日 日曜日

令和2年8月9日	午前10時～ 午後5時
9月13日	
10月11日	
11月8日	
12月13日	
令和3年1月10日	
2月14日	
3月14日	

※相談時間は1人につき30～50分間です

- ◆場所
◇日本産業カウンセラー協会 東関東支部 茨城事務所 内相談室
◇ひたちなか商工会議所会館 3階 305室(勝田駅東口から、徒歩約10分)
[ひたちなか市勝田中央14-8]

- ◆費用 無料

- ◆申込方法 電話予約
☎029-271-9287
平日 午前10時～午後5時

問 一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 東関東支部 事業推進部
☎04-7168-7160
FAX04-7168-7180

放送大学『10月入学生』募集

放送大学では、10月入学生を募集しています。放送大学は、テレビなどの放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

- ◆出願期間
◇第1回 8月31日(月)まで ※必着
◇第2回 9月15日(火)まで ※必着
 - ◆その他 資料を無料で配布
- ◎お気軽に放送大学茨城学習センターまでご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けています。

問 放送大学茨城学習センター
☎029-228-0683 FAX 029-228-0685
HP <http://www.ouj.ac.jp>

「排水設備主任技術者試験 および講習会」開催

- ◆日時
◇主任技術者試験
10月26日(月)午後1時30分～3時30分
(受付 午後0時30分～)

- ◇講習会(受講無しでの受験可)
9月24日(木)午後1時30分～4時30分
(受付 午後0時30分～)

- ◆場所 ホテルマロウド筑波[土浦市城北町2-24]
- ◆講習内容
下水道一般、下水道関係法令、主任技術者制度、排水設備の設計・施工など

- ◆手数料 ◇主任技術者試験 2,000円
◇講習会 4,000円

- ◆申込締切 8月14日(金)まで

- ◆申込手続
受験申込書に写真2枚、履歴書、住民票抄本(原本1枚、3カ月以内発行のもの)、卒業証明書(卒業証書の写しでも可)、資格証明書、振込受付証明書を添付の上、お申し込みください。

- ◆その他
◇茨城県下水道協会のホームページ(<http://www.jsdi.or.jp/~kyokai/>)にて様式のダウンロードができます。また、受験資格・申込書・振込用紙の配布および詳細はお問い合わせください。

- ◇感染症対策などにより、試験および受験講習を延期または中止する場合があります。

問 申 市上下水道課
☎44-5311 FAX 44-5312

県立水戸産業技術専門学院総合実務科『後期生』募集

- ◆訓練期間
10月19日(月)～令和3年3月26日(金)(6カ月)
- ◆授業料
無料(テキスト、作業服代などは別途実費負担)
- ◆訓練内容
OA実技、販売、清掃業務、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、企業での実習
- ◆募集人数 10人
- ◆対象者
軽度の知的障害者(療育手帳を所有する方または公的機関でこれと同等と判断された方)
- ◆募集期限 8月28日(金)まで
- ◆選考会場
県立水戸産業技術専門学院(水府町校舎)
- ◆応募先 最寄りのハローワーク

問 県立水戸産業技術専門学院 総合実務科
☎029-300-5221 FAX 029-300-5222

ごみからの火災防止にご協力を

下妻市を含め、全国のごみ処理施設やごみ収集車両でリチウムイオン電池やカセットボンベ缶、スプレー缶、ライターなどによる火災や発火、発熱事故が増加しています。

リチウムイオン電池は、有害ごみとして排出するか、小型家電リサイクルボックスへ入れてください。

カセットボンベ缶やスプレー缶、ライターを捨てる場合には必ず中身を使い切り、カセットボンベ缶、スプレー缶は穴をあけて、ライターは頭部分を折って不燃ごみで排出してください。

収集・処理にあたる作業員の安全のためにも、排出ルールについて、ご理解ご協力をお願いします。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やさないでください。

- ◇「煙や臭いで体調を悪くした」
- ◇「洗濯物や布団が外に干せない」
- ◇「火が大きくなって火災になるかと思った」



など野焼きを原因とする苦情がたくさん市に寄せられています。野焼きの煙や臭いは予想以上に遠くまで飛散し、知らないうちに多くの方にご迷惑をかけています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。(罰則規定：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)
※例外規定については、お問い合わせください

野焼きをせず、廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。

◇ドラム缶やブロック積みなど簡易な焼却炉による焼却も禁止されています。

◇法令の基準を満たした焼却炉でも、故障や機能不全の状態では焼却することはできません。

◇家庭から出るごみは市指定のごみ袋に入れ、各地区の集積所に出すか、クリーンポート・きぬへ直接搬入してください。

◇会社や店舗から出るごみは事業系一般廃棄物、または産業廃棄物として処理してください。

◇産業廃棄物は専門の処理業者に依頼してください。

問 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

休日や夜間の場合

110番または下妻警察署 ☎43-0110

火災の危険がある場合

119番または下妻消防署 ☎43-1551

※匿名の通報でも対応しますが、通報の際は「行為者」または「行為場所」を明確にお伝えください。あいまいな情報では対応できない場合があります